



2022年2月14日

各 位

会 社 名 日本たばこ産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺島 正道
(コード番号 2914 東証 第一部)
問合せ先 IR広報部(TEL 03-6636-2914(代表))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 場所の定めのない株主総会について

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生や、社会のデジタル化進展等も念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、当社定款における招集に係る規定(現行定款第15条)を変更するものです。

なお、本定款変更に関しては、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令の定めに基づき、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

(2) 電子提供制度について

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ・ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものです。
- ・ 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。

- ・ 変更案第 17 条第 2 項は、書面交付請求をした株主の皆様へに交付する書面に記載する範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ・ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

(1) 場所の定めのない株主総会について

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(招集 及び招集地)</p> <p>第 15 条 本会社の定時株主総会は、毎年 3 月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、あらかじめ取締役会の定めた取締役が招集する。</p> <p>2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>3 <u>株主総会は、これを本店の所在地又はこれに隣接する地において招集する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>3 <u>本会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

(2) 電子提供制度について

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 17 条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 17 条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報につ</u></p>

<p style="text-align: center;">附 則 (新 設)</p>	<p><u>いて、会社法第 325 条の 2 の規定による電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに会社法第 325 条の 5 の規定による書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則 (電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第 5 条 現行定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第 17 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

3. 日程

本定款変更については、2022年3月23日開催予定の第37回定時株主総会における決議を経て、日本たばこ産業株式会社法に定める財務大臣の認可を受けた後、効力が発生します。

以上